

退職手当に関する昭和二十四年政令第二六四号
附則第四項の閣議決定方について

特別調達廳職員で今次行政機構の改革に伴い退職せる者の中
行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に對して
支給される退職手当に関する政令（昭和二十四年政令第二六四号）
を適用される者にして昭和二十四年六月一日前において昭和二十四年度
予算實行上の要請により、行政機関職員定員法附則第三項の
規定による整理と同様の趣旨に基く整理により退職した一九五名
並びに行政機関職員定員法第三條の規定による定数を超える
職員であつて昭和二十四年九月三十日以前において昭和二十四年度予算
實行上の要請により退職する者二八名に對して昭和二十四年

政令第二六四号附則第四項第一号及び第二号に基き退職手当
支給の特例を認められたい閣議決定を求めらる。

申請理由

一、第四項第一号該当者

特別調達廳に於いては行政機関定員法第三條に規定される
當廳の定数が内定するや、逸早く整理計画を樹立し
四月中旬には部内各機関に對し整理方針等を通達せるところ
各機関においては整理者を選し早いものは四月末頃から
各人に内示し、定員法による退職手当に關する政令の公布
並に適用をみる前に事實上行政整理實施の對象となつた者が
當廳各機関を通じて一九五〇年に及んだ、これに退職者は行政
機関職員定員法附則第三項の規定による整理と同様の趣旨に

基く整理により退職したものであるから昭和二十四年政令第二六四号附則
第四項第一号の規定により退職手当支給の特例を認められたい。

二、第四項第二号該当者

行政機関職員定員法第三條の規定による特別調達廳の職員
各内部部局、各地方支分部局別及び各連絡事務所別の定数は
別途協議せる通りであるが、これに對し各部、局、所における
職員の整理状況は別紙の通りにして行政機関職員定員法第三條
の規定による定員までには當廳総体としては八月一日現在にて
二十五名を餘すのみとなつたが、連絡事務所における過員中本庁
並に特別調達局に配置転換予定の四三三名を除く二四三名中から
整理する法律上の規定による當廳定数を超える二十五名を更に除いた

裏面白紙

職員二十八名は職員定員法第三條の規定による定数を超える職員で
あり且つ諸般の事情により配置替不能なるため退職せしめるもので
あるから昭和二十四年政令第二六四号附則第四項第二号の規定により
退職手当支給の特例を認めらるゝ。

裏面白紙

特別調達廳職員整理状況調査										昭和十八年現在	
分										人員	
區										定数	
内部部局										新定数	
長官官房										現在員	
經理部										整理員	
契約部										欠員	
技術部										又員數	
逓信監督部										又員數	
事業部										又員數	
計										又員數	
地方委員会										又員數	
特別調達局										又員數	
特別調達所										又員數	
監督官事務所										又員數	
監督官事務所										又員數	
合計										又員數	
二五七	六九四	八六八	六九六	一七二	過二五	過二五	過二五	過二五	過二五	過二五	過二五
三五九	三二〇	三〇四	三二八	增一四	二增一	二增一	二增一	二增一	二增一	二增一	二增一
三一	二四〇	二四〇	二四六	增一七	二增二	二增二	二增二	二增二	二增二	二增二	二增二
四一六	三八一	三四一	三五八	增一七	二增二	二增二	二增二	二增二	二增二	二增二	二增二
四六一	三八一	三七四	三七五	增一	一一增九	一一增九	一一增九	一一增九	一一增九	一一增九	一一增九
七八〇	四六五	五二一	四七三	減四八	過八減一〇	過八減一〇	過八減一〇	過八減一〇	過八減一〇	過八減一〇	過八減一〇
五三六	四六〇	四四四	四三五	減九	二五增二〇	二五增二〇	二五增二〇	二五增二〇	二五增二〇	二五增二〇	二五增二〇
二八五	三二六	三二四	三二〇	減一九	五七增四二	五七增四二	五七增四二	五七增四二	五七增四二	五七增四二	五七增四二
三三八	三三六	三二九	三六四	減五一	五九四增三九	五九四增三九	五九四增三九	五九四增三九	五九四增三九	五九四增三九	五九四增三九
一七四	五三〇	一四六	六四二	減五〇	過二二減四二	過二二減四二	過二二減四二	過二二減四二	過二二減四二	過二二減四二	過二二減四二
三五八	九一三	二六三	一四七	一四六	過五四減三九	過五四減三九	過五四減三九	過五四減三九	過五四減三九	過五四減三九	過五四減三九
二五七	六九四	八六八	六九六	一七二	過二五	過二五	過二五	過二五	過二五	過二五	過二五

裏面白紙

退職手当所要額調書

特別調達廳

差引予算残	所要額			豫算額	人員	金額	備考
	計	定員法施行に伴い退職する者 （号数及び有） 六月一日以前退職者 （号数及び有） 定員法施行後退職者 （号数及び有）	退職手当 （号数及び有）				
		一七四五	一九五	一九六三		四四、八三三、〇〇〇	
		二一五八	二一八			二九、六六五、〇〇〇	
			三、三一五、〇〇〇			三、七〇六、〇〇〇	
			三六、六八六、〇〇〇				
八、一四七、〇〇〇							予算 八割